

独立行政法人家畜改良センター会計規程
(13 独家セ第 24 号 平成 13 年 4 月 1 日 : 抜粋)

(契約の方法)

第 5 1 条 理事長は、売買、賃貸、請負、その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項に規定する競争(以下「一般競争」という。)に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他競争について必要な事項は、理事長が別に定める。

第 5 2 条 契約が次の各号に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争(入札者を指名して行う競争をいう。以下同じ。)に付するものとする。

一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要があるとき。

二 一般競争に付することが契約上不利と認められるとき。

2 業務運営上必要がある場合及び理事長が別に定める場合においては、前条の規定にかかわらず、指名競争に付することができる。

第 5 3 条 契約が次の各号に該当する場合には、前 2 条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

二 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。

三 競争に付することが、不利と認められるとき。

2 業務運営上必要がある場合及び理事長が別に定める場合においては、前 2 条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。